

火災予防措置命令を受けている防火対象物一覧

令和2年10月14日現在

防火対象物の名称	用途	所在地	違反事項 (根拠法令)	命令年月日
リサイクルセンター	店舗 (4)項	三次市十日市西六丁目9番8号	消火器一部未設置 屋内消火栓設備未設置 自動火災報知設備未設置 誘導灯未設置 (消防法第17条第1項)	令和2年10月14日

※違反事項が履行されるまでの間、情報提供を行います。